

① 医師が記入した「登園許可証明書」が必要な感染症

用紙は保育園にあります。船橋市のホームページからもダウンロードできます。
必ず証明書を提出してからの登園となります。

感染症名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
咽頭結膜炎 （プール熱、アデノウィルス感染症）	主な症状が消失した後2日経過するまで
流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157・O26・O111等）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹（ひしん）が乾燥していること。医師の指示に従う

